

ソーシャルワーク（社会福祉）大学院教育の 現状と展望

湯 浅 典 人*

Key Words: social work, graduate education, curriculum, accreditation

はじめに

1987年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定，高い専門性を身に付けたソーシャルワーカーへの需要などを契機として，社会福祉士を養成する社会福祉系の大学が増加し，2005年では182校（そのうち日本社会福祉教育学校連盟への加盟校は143校）にまで至っている。社会福祉系の大学院教育の始まりは1950年からであり，学部の増加に合わせてその課程も増え，2005年時点では，修士課程・博士前期課程83課程，博士後期課程44課程となっている（大学院教育の歴史については，年表を参照）。

大学院の教育内容については，文部科学省や日本社会福祉教育学校連盟によるガイドラインの提示やア kredィテーションがなされてこなかった。カリキュラム編成や学位名称の決定は各大学の自主性に委ねられ，いわば自由放任の状態が続いてきている。その結果，教育内容の多様化が進んでいる。そのカリキュラムを分析すると，従来型（伝統型），ソーシャルワーク型，隣接複合型の3類型に分けることができる。隣接複合型とは，医療，保健，社会学，心理などの他分野との複合によってカリキュラムを編成している課程のことであり，おもに1990年以降に設立されている。このような状況に対して，大学院教育は果たしてソーシャルワーク（社会福祉学）を修めたといえるだけの水準に達しているのか，ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを獲得させることができているのか，といった疑問も出されている。

本稿では，ソーシャルワーク（社会福祉）大学院教育の現状を概観し，その課題を明らかにしたうえで，将来像を提案する。

* 人間学部人間福祉学科

1. 大学院教育の現状と修了者の進路

（1）大学院教育の目的

中央教育審議会は、2005年につぎのような課程別の目的を示している。⁽¹⁾

・博士課程－研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

・修士課程－幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

・専門職学位課程－幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する。

博士課程は研究者の養成、修士課程は研究者の養成（博士課程の前期課程）および高度の専門職業人の養成、専門職学位課程は高度専門職業人の養成とその目的を要約することができる。職業人の養成という観点からは、修士課程と専門職学位課程で重なり合う面がある。

（2）大学院教育の現状

社会福祉系大学院の課程数と学生数の現状はつぎの通りである。83の大学に修士課程が置かれていて、定員は1学年1,541人、博士課程の課程数は44あり、1学年202人である（2005年9月現在）。総数は、修士×2、博士×3と計算して3,688人となる。定員に対して、定員を充足していない課程と定員超過の課程があるため、在籍人員の実際数は不明である。

また社会福祉系大学院の専攻名称は23の多岐にわたり、学位の名称もさまざまである。⁽²⁾ 専攻名称としては、社会福祉学、人間福祉学、保健福祉学、臨床福祉学、医療福祉学、コミュニティ福祉学、福祉マネジメント学、福祉社会学、人間生活学、社会行動学、応用社会学などがある。

教育課程としては、つぎの3類型に分けることができる。①従来型（伝統型）：社会福祉学を中心とした課程、②ソーシャルワーク型：ソーシャルワーク教育を中心とした課程、③隣接複合型：医療、保健、社会学、心理などとの複合によって編成されている課程。量的には、①の従来型が多数を占めている。

（3）修了者の進路

大学院修了後の進路に関しては、日本社会福祉教育学校連盟（以下、学校連盟と略称）が行った調査がある。学校連盟の報告書では単年度ごとにデータの収集と考察がなされている。ここでは、2001年度から2003年度までの3年間のデータを合計したものを示す。⁽³⁾

調査対象571名の修士・博士前期課程修了生の分野別進路（表1を参照）で最も高い割合を

表1 修士・博士前期課程修了生の進路（単位：人）

| 進路 | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 | 合計 | % |
|--------------|--------|--------|--------|-----|-------|
| 社会福祉施設 | 5 | — | — | 5 | 0.9 |
| 老人保健施設 | 1 | — | — | 1 | 0.2 |
| 社協以外の社福法人 | — | 24 | 35 | 59 | 10.3 |
| その他公益法人の職員 | | | | | |
| 社協の職員 | 0 | 1 | 5 | 6 | 1.1 |
| その他の社会福祉関係団体 | 5 | — | — | 5 | 0.9 |
| 医療法人の職員 | 4 | 29 | 29 | 62 | 10.9 |
| 福祉サービスを行う | 0 | 0 | 2 | 2 | 0.4 |
| 営利法人の職員 | | | | | |
| 公務員福祉職 | 6 | 11 | 17 | 34 | 6.0 |
| 公務員福祉以外 | 4 | 4 | 6 | 14 | 2.5 |
| 教員（大学） | 13 | 13 | 21 | 47 | 8.2 |
| 教員（短大） | 8 | 6 | 8 | 22 | 3.9 |
| 教員（専門学校） | 8 | 21 | 24 | 53 | 9.3 |
| 教員（その他） | 2 | 4 | 8 | 14 | 2.5 |
| 一般企業職員 | 2 | 2 | 7 | 11 | 1.9 |
| 進学 | 21 | 25 | 36 | 82 | 14.4 |
| 就職活動中の者 | — | — | 14 | 14 | 2.5 |
| 就職を希望しない者 | — | — | 9 | 9 | 1.6 |
| その他 | 19 | 29 | 46 | 94 | 16.5 |
| 未定 | 5 | 31 | — | 36 | 6.3 |
| 未記入分類不能 | — | — | 1 | 1 | 0.2 |
| 合計 | 103 | 200 | 268 | 571 | 100.0 |

(注) 年度ごとに集計項目が違っているため、各年度の集計項目にないものは—で示した。

表2 福祉・医療系に進んだ修士・博士前期課程修了生の職種（単位：人）

| 職種 | 2002年度 | 2003年度 | 合計 | % |
|---------|--------|--------|----|-------|
| 相談援助 | 14 | 25 | 39 | 40.2 |
| 介護 | 3 | 3 | 6 | 6.2 |
| 保育 | 1 | 0 | 1 | 1.0 |
| セラピスト | 11 | 12 | 23 | 23.7 |
| 事務職・管理者 | 7 | 8 | 15 | 15.5 |
| その他 | 5 | 8 | 13 | 13.4 |
| 合計 | 41 | 56 | 97 | 100.0 |

示すのは、学校教員23.8%であり、その内訳は専門学校教員9.3%、大学教員8.2%、短期大学教員3.9%、その他教員2.5%である。このほかでは、順に進学14.4%、医療法人の職員10.9%、社会福祉協議会以外の社会福祉法人およびその他公益法人の職員10.3%、公務員福祉職6.0%、公務員福祉職以外2.5%、一般企業1.9%、社会福祉協議会の職員1.1%、福祉サービスを行う

営利法人の職員0.4%となっている。なお、その他として回答を得たものが16.5%ある。また、福祉・医療系に進んだ修了生97名の職種別内訳（表2を参照）を見ると、最も高い割合を示したのは、相談援助40.2%であり、順にセラピスト23.7%、事務職・管理者15.5%、介護6.2%、保育1.0%、その他13.4%となっている。

一方、博士後期課程を出た者56名の分野別進路（表3を参照）で最も高い割合を示したのは、学校教員50.0%であり、その内訳は大学教員37.5%、短期大学教員5.4%、専門学校教員3.6%、その他3.6%である。このほかでは、順に医療法人の職員7.1%、社会福祉協議会以外の社会福祉法人およびその他公益法人の職員3.6%、公務員福祉職3.6%、公務員福祉職以外1.8%となっている。なお、その他として回答を得たものが25.0%ある。

表3 博士後期課程修了生の進路（単位：人）

| 進路 | 2001年度 | 2002年度 | 2003年度 | 合計 | % |
|------------|--------|--------|--------|----|-------|
| 社協以外の社福法人 | — | 1 | 1 | 2 | 3.6 |
| その他公益法人の職員 | | | | | |
| 社協の職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 医療法人の職員 | 1 | 0 | 3 | 4 | 7.1 |
| 福祉サービスを行う | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 営利法人の職員 | | | | | |
| 公務員福祉職 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3.6 |
| 公務員福祉以外 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1.8 |
| 教員（大学） | 7 | 9 | 5 | 21 | 37.5 |
| 教員（短大） | 2 | 0 | 1 | 3 | 5.4 |
| 教員（専門学校） | 0 | 0 | 2 | 2 | 3.6 |
| 教員（その他） | 0 | 2 | 0 | 2 | 3.6 |
| 一般企業職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 進学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 就職活動中の者 | — | — | 0 | 0 | 0.0 |
| 就職を希望しない者 | — | — | 0 | 0 | 0.0 |
| その他 | 1 | 8 | 5 | 14 | 25.0 |
| 未定 | 1 | 2 | — | 3 | 5.4 |
| 未記入分類不能 | — | — | 2 | 2 | 3.6 |
| 合計 | 13 | 22 | 21 | 56 | 100.0 |

（注）年度ごとに集計項目が違っているため、各年度の集計項目にないものは—で示した。

調査結果についての考察として、3点を指摘する。第1に、学校教員になる者の割合が高いことである。修士・博士前期課程修了生23.8%（その内、大学は全体の8.2%）、博士後期課程修了生で50.0%（その内、大学は全体の37.5%）。社会福祉系大学の新設は2000年度以降少なくなってきたとはいえ、いまだに教員が不足している状況がその背景として考えられる。他の社会科学領域と比較して大学院教育の歴史が浅く、当初は養成規模も小さかったため、特に50

歳代以上の教育・運営に中心的な役割を担う層は非常に手薄い。教員の採用意欲が根強いことをこの結果は示している。博士後期課程は、教育者・研究者養成の役割を量的には十分に果たしているといえる。第2に、医療法人の職員（保健医療のソーシャルワーカー）になる者が、社会福祉の他分野と比較して多いことである。修士・博士前期課程修了生で10.9%，博士後期課程修了生で7.1%。修了生のなかには医療法人の職員を継続しながら大学院に進学する者と修了後新たに就職する者がいる。また実務経験を有する修了生で大学等の教員になる者も多い。社会福祉分野のなかで、医療保健分野に従事するソーシャルワーカーの数が相対的に少ないことを考慮すると、他分野の従事者よりも大学院教育へのニーズと期待が非常に高いことがうかがわれる。医療・看護・リハビリテーションの専門職との連携を必要とする業務の性格から、高度な専門職教育を必要としていると考えられる。第3に、公務員となる者の割合が一定数あることである。修士・博士前期課程修了生8.5%，博士後期課程修了生で5.4%。行政機関では、社会福祉主事任用制度が中心となってきたため、社会福祉士の活用は進んでいない。福祉事務所職員の社会福祉士資格の所持率は極めて低い（所長1,226名のうち、12名。1.0%，生活保護担当現業員11,372名のうち、318名。2.8%，厚生労働省「福祉事務所現況調査」2004年）。このような現状ではあるが、今後は地方自治体で社会福祉行政を担う専門職員の必要性が高まってくると予想される。特に社会福祉法で地域福祉計画が規定されたことにより、自治体職員自身が策定に中心的な役割を果たすことが求められる。策定の実務作業を外部のコンサルティング企業に委ねるのではなく、日常業務のなかで汲み取った地域住民のニーズや要望を計画策定のなかで生かしていくことが重要である。学校連盟の調査では、大学院修了後に公務員となった者の業務内容についてのデータはないので、今後詳細な調査が必要である。

大学院入学者の動機やメリットとしてはつぎの諸点がある。大学、短期大学、専門学校の教員や研究者を目指す者にとっては、修士号の取得がほぼ必須の条件となっていること。ソーシャルワークの高度の専門職教育を受けたあと、職場に戻り、リーダーとして活動すること。実務経験のある社会人入学者にとっては、大学院への進学がいままでの実践を振り返り、相対化して研究対象とすることで、実践の理論化、科学化を図る機会となること。4校の大学院では社会福祉士の受験資格が取得できること。

2. 大学院教育をめぐる近年の動向

(1) 専門職大学院の設置

法科専門職大学院の設置を契機として、法科以外の分野においても専門職大学院の設置への道が開かれた。2004年4月に初めて社会福祉系の専門職大学院、日本社会事業大学の専門職大学院（1年制）が開校した。現在まで、開設されたのはこの1校のみである。

日本社会事業大学専門職大学院 福祉マネジメント研究科 福祉マネジメント専攻（定員80

名)には、ケアマネジメントコースとビジネスマネジメントコースの2コースがある。

ケアマネジメントコース(40名)は、相談力を土台にしたジェネリック・ソーシャルワークの視点をもって、地域においてケアマネジメントの手法を展開でき、かつスーパーバイザーとしての力量をもつ指導的ソーシャルワーカーの養成を目的としている。⁽⁴⁾ ビジネスマネジメントコース(40名)は、社会福祉分野を中心とし、その関連領域も含む社会福祉団体・機関・組織などの経営管理やサービス事業を企画立案し運営できる高度な専門的知識・技術を有する指導的ソーシャルワーカーの養成⁽⁵⁾を目的としている。また、修士論文は課されない。専任教員は、実習担当教員2名、兼任教員12名の計14名。非常勤教員は22名。入学対象者は主として3年以上の社会人経験(社会福祉分野に限らない)を有する者とする。2006年度の入試では受験者数81名に対して、合格者は73名。合格率は90.1%である。

専門職大学院に求められる教員組織の基準はつぎの通りである。①既存大学院の基準の1.5倍とする。したがって、基本的には最低7人の専任教員の確保が必要。ただし、向こう10年間は、既存大学院の専任教員の兼担を3分の1まで認める。なお、学生数は教員1人あたり1学年15人とする。②専任教員のうち、その3割は、専門職大学院にふさわしい、実務経験を豊かに有している「実務・臨床教員」とする。つぎの要件をすべて満たすことが必要。社会福祉系の大学院の修士号、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格、10年以上の実務経験、社会福祉実践現場で管理的立場に就いていた経験、学会での口頭発表あるいはポスター発表等の業績。

「実務・臨床教員」の要件は厳しいものであるため、これらの要件を満たす者は少ない。教員数、教員の要件ともに、専門職大学院設置のハードルは高いために、新たに設置できる大学は限られた数になると考えられる。今後どれだけ大学が、専門職大学院を設置するかは、現在のところ不明である。専門職大学院を設置するほどの資源をもたない多くの社会福祉系大学にとっては、定員の多い専門職大学院に、学生を奪われていく可能性を秘めている。

ソーシャルワークは実践科学であり、修士課程は高度の専門性を有する職業人の養成を主要な目的としている。専門職大学院ができたことにより、従来の修士課程については、職業人の養成なのか、研究者の養成なのか、その双方なのか、その教育目的をより一層明確化する必要が高まっている。

(2) 日本社会福祉教育学校連盟によるア krediteーションの動き

文部科学省から、学校連盟に対してつぎのようなア krediteーションの要請があった。「(社会福祉の大学院には)いろいろなのが出てきているから、(学校連盟のような)権威のあるところからもっとガイドラインを出すべきではないかと。ガイドラインが出ていれば文部科学省としてもそのようなことに従いなさいというようなことができる。今は何もないから自由放任になっている」(高橋重宏の発言)。⁽⁶⁾ この要請を契機としてその後、学校連盟の大学院教育検討委員会(高橋重宏委員長)が中心となって作業を進めてきた。

2006年の学校連盟の通常総会で「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイ

表4 社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドラインその1

| | |
|------------------------------------|---|
| A群 〈共通基礎科目〉 必修 | 社会福祉原論（思想・歴史・比較研究・制度設計） ソーシャルワーク論（理論・価値・方法論・方法レパートリー） 社会福祉理論・学説史研究（社会福祉研究法基礎（演習方式）） ソーシャルワーク・リサーチ法（社会福祉調査研究法） |
| B群 〈レベル別科目〉 | <p style="text-align: center;">マイクロ ⇔ メゾ ⇔ マクロ</p> <p>（以下例示）</p> <p style="text-align: center;">ソーシャルワーク実践研究</p> <p style="text-align: center;">自治体運営管理論（経営論） 社会福祉政策学</p> <p>アセスメント分析法 ケースマネジメント論 ケアマネジメント論</p> <p style="text-align: center;">社会老年学研究</p> <p style="text-align: center;">コミュニティ・ベースド・オーガニゼーション方法論</p> <p style="text-align: center;">地域福祉計画方法論 社会計画学</p> <p>家族療法研究 ファミリーソーシャルワーク 家族福祉・家族政策論</p> <p>精神保健福祉研究 地域保健論 保健医療政策学</p> <p>医療ソーシャルワーク研究 病院管理学</p> <p style="text-align: center;">社会福祉経営論（福祉開発論）</p> <p>生命倫理学 NPO法人論 社会倫理学 （社会福祉倫理学）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉運営計画論 社会政策学</p> <p style="text-align: center;">社会リハビリテーション論</p> <p>過程展開論 生活構造論</p> <p style="text-align: center;">（上記以外に下記の科目〈例示〉）</p> <p>事例分析法* 調査研究法* 政策評価学* 福祉臨床研究法基礎* 福祉政策・運営管理法研究法基礎* * 共通基礎科目に対応したより専門的な関連科目群</p> <p style="text-align: center;">スーパービジョン方法論</p> <p style="text-align: center;">サービス・専門職連携方法論</p> <p style="text-align: center;">福祉サービス論 利用者行動論</p> <p style="text-align: center;">国際社会福祉論</p> <p style="text-align: center;">司法福祉</p> <p style="text-align: center;">演習 演習 演習</p> |
| C群 〈俯瞰型科目〉 | <p>例示：</p> <p>社会福祉倫理 権利擁護関係法基礎 生活環境論 福祉工学 福祉情報論 情報処理方法 生涯福祉論 環境福祉論 ジェンダー福祉</p> |
| D群 〈修士論文〉 （別立て必修） | <p>例示：</p> <p>個別研究指導</p> |
| E群 〈実習・実務科目〉 （実地研究・フィールドワーク） | <p>例示：</p> <p>実地研究指導・社会福祉フィールドワーク・援助事例分析・地域事例分析・政策事例研究・経営事例分析・スーパービジョン</p> |

※ 学位の名称：修士（社会福祉学）または修士（ソーシャルワーク）

ドラインーその1（案）」（表4を参照）が提案された。この提案は、日本の社会福祉系大学院の多様な教育課程の増加傾向が、必ずしも教育・研究水準の維持・向上に機能していないという問題意識から出発している。3つの教育課程分類のうち、「従来型」のガイドラインであり、今後「ソーシャルワーク型」「隣接複合型」についても提案が計画されている。

ガイドライン案の概要はつぎの通りである。①カリキュラムはA群〈共通基礎科目〉、B群〈レベル別科目〉、C群〈俯瞰型科目〉、D群〈修士論文〉（別立て必修）、E群〈実習・実務科目〉（実地研究・フィールドワーク）の5群から成り、各群を必ず置くこととする。②A群〈共通基礎科目〉の4科目「社会福祉原論」「ソーシャルワーク論」「社会福祉理論・学説史研究」「ソーシャルワーク・リサーチ」は、最低限の科目として必修として配置することとする。③学位の名称は「社会福祉学」または「ソーシャルワーク」とする。

A群では社会福祉原論とソーシャルワーク論との関連性が明示されていないこと、またB群ではマイクロ・メゾ・マクロレベルでの科目の位置づけがあいまいであることなど、このガイドライン案は未整理の部分を残している。しかし、いままでなされてこなかったア kredィテーションへの第一歩を記した点は高く評価できる。

（3）社会福祉士養成カリキュラムの抜本的な見直し

日本社会福祉士養成校協会（以下、社養協と略称）は、社会福祉士制度について、社会のニーズに応え、社会的に活躍する位置を得られるような順調な発展をしてこなかったとの認識を示している。このような問題意識に基づき、実践能力を有した優秀な学生を育成するために、カリキュラム、実習・演習のあり方を見直している。社養協の2006年の総会で3つのカリキュラム案が提示された。この案を基にして関係省庁との折衝にのぞむことが総会で承認された。カリキュラム案には第1案（相談支援という視点に基づいた案）、第2案（社会福祉の構成という視点に基づいた案）、第3案（現行の指定科目を、実践力を高めるという視点に基づいた案）がある。いずれの案においても、社会福祉実習の充実が図られ、実習時間数は現行の180時間から360時間と倍増されている。

現状では第1案を中心として、見直しの折衝が進められている。この案の線に沿って実施に移されれば、「社会福祉」教育の性格が薄れ、ソーシャルワーク型の教育の性格がより一層明確となる。

（4）社会福祉士の職域の拡大

社会福祉士の職域拡大を進め、同時に労働条件や労働環境を充実することで社会福祉士の地位の向上を図ることが課題となっている。2005年の介護保険法の改正により、新たに地域包括支援センターが設けられることになり、社会福祉士の必置が規定された。社会福祉士は、主任ケアマネジャー、保健師等と連携して、総合相談を行う者として位置づけられた。地域包括支援センターの設置は全国で約5,000箇所が考えられているので、1箇所1人としても、5,000人

の雇用創出が可能になる。⁽⁷⁾ また、生活保護制度の見直しにより、保護世帯の自立支援プログラムが規定された。自立支援プログラムを推進するに当たっては、ケースの内容によっては社会福祉士などの専門的知識を有する者を積極的に活用し、非常勤職員もしくは嘱託職員として採用することができるようになった。⁽⁸⁾ ほかに、ハローワークでの就労支援、障害者自立支援法の障害者自立支援事業所、がん拠点病院相談部門などが、社会福祉士の職域として検討されている。

3. 課題と展望

(1) 学部教育とのつながり

大学院教育は、学部教育とのつながりを意識して編成されることが必要である。たとえば、ソーシャルワーク論ならば、学部での教育内容を基礎としつつ、大学院の教育内容は、さらに高度な内容を含むものでなければならない。また学部と大学院それぞれにおいて、ソーシャルワーカーの養成のレベルと達成目標を、明確に意識すべきである。学部教育はジェネラリスト・ソーシャルワーカーの養成、修士課程はスペシフィックな分野における高度なソーシャルワーカーの養成を目的とする、と筆者は考えている。

社会福祉系の大学院には、他分野からの学生、韓国、中国からの留学生も数多く入ってくる。対応として、学部で社会福祉（ソーシャルワーク）を学んでいない学生、留学生に対しては、学部で開講されている社会福祉、ソーシャルワークの基礎科目の履修を促すことが必要である。

(2) カリキュラム構成

日本では、1947年にGHQの主導のもとに社会福祉教育の関係者が集まり「社会事業学部設立基準設定に関する委員会」が設けられた。委員会は11回の会合を重ね、科目を一般教養学科、専門学科、実習の3種に分けた「社会事業学部設立基準」を採択した。専門学科の授業科目は、アメリカの大学院の基礎8科目（basic eight）を中心とするものであった。基礎8科目とは、公的福祉、ソーシャル・ケースワーク、ソーシャル・グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、医療知識、社会調査（統計と調査の方法）、精神医学（人間行動と精神病理学）、社会福祉のアドミニストレーション（social administration）である。その後の学部教育の基礎となるカリキュラムは、基礎8科目と「社会福祉事業法とその関連法で規定された社会福祉の分野論」とを合体させたものであった。社会福祉の分野論とは、児童福祉、母子および寡婦福祉、障害者福祉、老人福祉などの科目である。このカリキュラムは、1987年の社会福祉士養成科目にも反映され、現在まで学部教育の基礎として継続している。

社会福祉の法制度や理念、ソーシャルワークの方法の枠組みは大きく変化してきた。その結果、現行の社会福祉士の養成カリキュラムは時代遅れとなっている。北米においては、1960年

代からのシステム理論の導入によって、ソーシャルワークをマイクロ、メゾ、マクロの各システムレベルで把握しようとする潮流があり、ジェネラリスト・ソーシャルワークのモデルがその中心となっている。また国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）によるソーシャルワークの定義では、人と環境との相互作用が根幹をなす視点として規定されている。日本はこれらの動向に対応したカリキュラムを編成する必要に迫られている。

カリキュラムの構築にあたっては、全米ソーシャルワーク教育連盟（Council on Social Work Education, 以下 CSWE と略称）のアクレディテーション制度、国際ソーシャルワーク学校連盟（International Association of School of Social Work, 以下 IASSW と略称）のグローバル基準が参考となる。

CSWE による修士課程のアクレディテーション基準⁽⁹⁾は、基礎となるカリキュラム内容（Foundation Curriculum Content）と高度なカリキュラム内容（Advanced Curriculum Content）の2つから成り立っている。基礎となるカリキュラムはつぎの8つの内容を含んでいる。①価値と倫理、②多様性、③リスクの高い階層のひとと社会的、経済的な正義、④人間行動と社会環境、⑤社会福祉政策とサービス、⑥ソーシャルワーク実践（個人、家族、グループ、組織、コミュニティとの実践）、⑦リサーチ、⑧900時間以上のフィールド教育。また高度なカリキュラム内容として、修士課程では専門とする領域での高度なソーシャルワーク実践のカリキュラムを用意することが求められている。

IASSW は、ソーシャルワーク教育についてのグローバル基準を示している。2004年オーストラリアのアデレードで開かれた IASSW と IFSW の総会で、コア・カリキュラムに関するグローバル基準が承認された。この基準はソーシャルワークの学校（school）全般に関するものであり、大学、大学院別の基準は示していない。基準はつぎの4項目から成っている⁽¹⁰⁾（各項目の説明は一部を抜粋したものである）。

①専門職業としてのソーシャルワークの領域

- ・社会—構造的な不平等、差別、抑圧、不正義が人間の社会的機能と発達に及ぼす影響の理解。
- ・人間行動と発達、社会環境についての理解。
- ・伝統、文化、信念、宗教、慣習が人間の社会的機能と発達に与える影響についての理解。
- ・ソーシャルワークの起源と目的についての理解。

②ソーシャルワーク専門職者としての領域

- ・価値の視点のなかで実践でき、雇用者と責任を分かち合い、バーンアウトを避けることのできる、思慮深い実践者の発達。
- ・個々人の生活経験と価値体系、及びソーシャルワーク実践との関係についての認識。
- ・ソーシャルワークの倫理綱領、文脈における現実への応用可能性についての評価。

③ソーシャルワーク実践の方法

- ・アセスメント、関係構築、援助過程についてのスキルと知識。
- ・不平等、不正義に対するソーシャルワークの価値、倫理原則、知識、スキルの応用。

- ・ソーシャルワーク・リサーチの知識とスキル。
 - ・スーパービジョンのあるフィールドワーク教育。
- ④専門職業としてのソーシャルワークのパラダイム
- ・すべての人間の尊厳、価値、かけがえのなさについての承認と認識。
 - ・マイクロ、メゾ、マクロレベルのすべてのシステムに存在する相互関連性についての認識。
 - ・社会—構造的、政治的、経済的状況へのアドボカシーと変化の重要性の強調。

現在、社養協によって、社会福祉士の養成カリキュラムの大幅な変更が検討されている。これからの厚生労働省、文部科学省との折衝により、どのように決着するかは不明である。従来型（伝統型）もしくはソーシャルワーク型の範疇に入る大学院のカリキュラムは、学部教育を基礎として組み立てられている。学部のカリキュラムが大幅に変更されることになれば、大学院カリキュラムもそれに合わせて改変が必要となる。

（3）社会福祉系大学院のコース案

高度な専門職業人の養成という観点から見れば、修士課程よりも専門職大学院の方がふさわしい。しかし、専門職大学院の設置のハードルは高いために、多くの社会福祉系大学院は、従来からの修士課程を継続していくことになるかと予想される。以下に、比較的小規模な大学院修士課程のコース案を提示する。

今後重要性が高まると考えられるスペシフィックな領域で、高度な実務能力を有する人材を育成することが重要である。大学院教育で資格教育を実施しないならば、制約が少ないので、実験的に開始することも可能である。コースの開設にあたっては、日本社会福祉士会、ソーシャルワーカーの職能団体、社会福祉施設・機関、NPO、他大学などと協議し、コースを認可してもらい、修了生が利益を受ける仕組みを作る必要がある。各コースでは専門に応じたフィールドワークを行い、担当教員からの定期的な指導を受ける。修士論文のテーマは、専門とするフィールドに基づいて設定する。ケアマネジメントコース、地域福祉計画コース、保健医療分野のソーシャルワークコースの3コースを提案する。

①ケアマネジメントコース

2005年の介護保険法の改正により地域包括支援センターが設置され、社会福祉士の必置が定められた。ソーシャルワーカーには、センターにおいて総合相談を担うばかりでなく、ケアマネジャーとしての役割を果たすことが求められている。また障害者自立支援法の成立などにより、今後は障害者の地域生活支援においてリーダーとなるソーシャルワーカーの養成が必要である。日本社会福祉士会は、地域包括支援センターに関する研修とケアマネジメンタリーダー研修を始めている。入学対象者は、すでに介護支援専門員の資格を有し、実務経験を有する社会人とする。

②地域福祉計画コース

社会福祉法に地域福祉計画の項目が入れられたことによって、今後地方自治体では地域福祉計画の作成を担当する専門知識を持った職員の重要性が高まる。地域福祉計画を作成している自治体、コンサルテーションを行っている企業・NPOなどと連携し、一連の講義・演習・フィールドワークを設定する。大学は地方自治体を訪問し、コースの意義、カリキュラムの内容、修了後の業務への貢献を説明し、候補者を推薦してもらうなど、学生をリクルートすることも必要である。

③保健医療分野のソーシャルワークコース

修士課程修了生の10.9%が医療法人の職員となっていることから、この分野における大学院教育へのニーズは高い。実務研修としては、日本社会福祉士会と日本医療社会事業協会が共同で「保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修」を行っている。その目的は保健医療分野で特化される力量を獲得し、他機関・他職種との連携が図れ、管理能力を有する熟達したソーシャルワーカーを養成することである。両組織と協議をして、大学院での講義・演習・フィールドワーク科目を設定する。コースを修了すると両組織からの認可を受けられるようにする。

おわりに

これまで述べてきたように、ソーシャルワーク（社会福祉）大学院教育は、解決すべき多くの課題を抱えている。これらの課題は短時間で改善できるものではなく、教育に携わる者や組織には、息の長い努力が求められる。何よりも、質の高い教育を行うことによって、大学院修了生への社会的評価を高めることが重要である。また、社会福祉士の職域の拡大が今後順調に進めば、高度な実践能力を有するソーシャルワーカーへの要請もそれに連動して高まってくると考えられる。大学は、学校連盟、社養協、職能団体との協働活動によって、大学院修了者の職域の拡大に努めることが必要である。

大学院教育の年表

1947年・GHQ主導により（財）大学基準協会、「大学における社会事業学部設立基準設定に関する委員会」を設置し、社会事業教育の基準を設定。同年、正式に社会事業学部設立基準として採用。

1950年・同志社大学、社会福祉学専攻として最初の大学院修士課程開設。

1955年・日本社会事業学校連盟設立（17校が参加）。

1966年・日本社会事業学校連盟、文部省に「社会福祉学修士・同学士の称号に関する陳情」を行う。（同様に1968年、1974年にも陳情）

1967年・明治学院大学、社会福祉学専攻として最初の大学院博士（後期）課程開設。

- 1987年・社会福祉士及び介護福祉士法制定。
- 1996年・東洋大学、福祉系初の夜間大学院「社会学研究科福祉社会システム専攻修士課程」開設。
- 2003年・日本社会福祉教育学校連盟設立（日本社会事業学校連盟よりの改組）
- 2004年・日本社会事業大学に社会福祉系初の専門職大学院「福祉マネジメント研究科」開設。
- 2006年・日本社会福祉教育学校連盟通常総会で「大学院博士課程前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン」提案。

【文 献】

1. 中央教育審議会「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—答申」2005年
2. 一番ヶ瀬康子, 大友信勝, 日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』ミネルヴァ書房, 1998年
3. 日本社会事業学校連盟・全社協編『社会福祉系学部・学科, 大学院卒業生の進路等調査報告書』2001年
4. 日本社会福祉教育学校連盟・全社協編『社会福祉系学部・学科, 大学院卒業生の進路等調査報告書(2002年度・2003年度合本)』2004年
5. 日本社会福祉教育学校連盟『大学院教育の現状把握のためのアンケート調査』2006年
6. 日本社会福祉教育学校連盟大学院教育検討委員会「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン—その1(案)」2006年
7. 日本社会福祉教育学校連盟『社会福祉教育年報2005年度版 [第26集]』2006年
8. Council on Social Work Education, *Educational Policy and Accreditation Standards*, 2004.
9. IASSW & IFSW, *Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession*, 2004.
10. T.D. Watts, D. Elliot & N.S. Mayadas (Ed.), *International Handbook on Social Work Education*, Greenwood Press, 1995.

(注)

- (1) 中央教育審議会「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—答申」2005年, p.11.
- (2) 日本社会福祉教育学校連盟『大学院教育の現状把握のためのアンケート調査』2006年
- (3) 日本社会事業学校連盟・全社協編『社会福祉系学部・学科, 大学院卒業生の進路等調査報告書』2001年, p.43.
日本社会福祉教育学校連盟・全社協編『社会福祉系学部・学科, 大学院卒業生の進路等調査報告書(2002年度・2003年度合本)』2004年, p.24, 53.
- (4) 日本社会事業大学パンフレット, 2005年, p.38.
- (5) 同上, p.38.
- (6) 日本社会福祉教育学校連盟『社会福祉教育年報2005年度版 [第26集]』2006年, p.120.
- (7) 同上, p.129.

ソーシャルワーク（社会福祉）大学院教育の現状と展望（湯浅典人）

- (8) 同上, p.130.
- (9) Council on Social Work Education, *Educational Policy and Accreditation Standards*, 2004, pp. 8-11.
- (10) IASSW & IFSW, *Global Standards for the Education and Training of the Social Work Profession*, 2004, pp.6-8.

(2006.12.14受理)